

岩手県告示第855号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件を次のとおり定める。

平成30年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成31年3月1日
- 2 申請期間 平成30年11月16日から平成31年1月11日まで
- 3 存続期間 平成31年3月1日から平成35年8月31日まで

公示番号 二共第16号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ小型定置漁業	8月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村力持地先（秋せんま網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度1.804分、東経141度53.522分
イ点 北緯40度1.862分、東経141度53.630分
ウ点 北緯40度1.880分、東経141度53.615分
エ点 北緯40度1.909分、東経141度53.668分
オ点 北緯40度1.760分、東経141度53.774分
カ点 北緯40度1.722分、東経141度53.567分

2 関係地区 下閉伊郡普代村

3 条件

- (1) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (3) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (4) イ、ウ、エ及び次の点キの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を設置してはならない。

キ点 北緯40度1.888分、東経141度53.682分